

埼玉県アライグマ防除実施計画

平成19年3月

(平成21年4月一部変更)

(平成23年4月一部変更)

(令和3年4月一部変更)

(令和4年4月変更)

目 次

1	計画策定の背景と目的	P 1
2	防除の対象	P 1
3	防除を行う区域	P 1
4	防除を行う期間	P 1
5	現状	
	(1) 生息状況（分布状況）	P 2
	(2) 被害の現況	P 3
	(3) 捕獲状況	P 5
6	これまでの取組と成果	P 6
7	第4次計画の内容	
	(1) 目標	P 6
	(2) 実施体制	P 7
	(3) 防除の進め方	P 7
	(4) 計画的な捕獲	P 8
	(5) 捕獲以外の対策	P 10
	(6) 緊急的な捕獲	P 11
	(7) モニタリング調査研究	P 11
	(8) 合意形成	P 11
	(9) 人と動物の共通感染症対策	P 12
	(10) 普及啓発	P 12
	(11) 計画の見直し及び変更	P 12
	別添1 役割分担	P 13
	別添2 人と動物の共通感染症の予防のための留意事項	P 14
	別添3 アライグマ回虫陽性判定時の対応について	P 15
	別添4 1kmメッシュごとの生息ポテンシャルマップ（令和2年度時点）	P 16
	別添5 防除対策のゾーン区分	P 17
	様式1 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証	P 18
	様式2-1、2-2 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等従事者台帳	P 19, 20
	参考様式1 捕獲等従事者台帳登録及び従事者証交付申請書	P 21
	参考様式2 猟具標識	P 22

1 計画策定の背景と目的

アライグマ（この計画ではカニクイアライグマを含む。）は北米や中南米が原産で、ペットとして輸入され飼われていたものが、逃げたり、捨てられたりして国内各地で野生化しており、県内では、野生化したアライグマによる農作物への被害や、人家に住みつく等の生活被害が広域で発生している。

県では平成14年度に初めて2頭が捕獲されて以降、捕獲数は増加の一途を辿り、令和2年度には8,000頭を超え、捕獲の実績がある市町村は県内全域に及んでいる。

また、天敵がなく雑食性で強い繁殖力を持っていることから、生息密度の高い地域では、在来の野生生物や生態系への、悪影響が指摘されている。

このため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき、県内市町村や関係機関と連携を図り、平成19年3月9日から平成21年3月31日までを第1次計画期間、平成21年4月1日から平成23年3月31日までを第2次計画期間、平成23年4月1日から令和4年3月31日までを第3次計画期間として、計画的な防除対策を実施したところである。

これまでの取組により、捕獲市町村数や捕獲数は年々増加しているが、農作物被害や生活被害は依然として広い範囲で発生している状況にある。

このため、アライグマによる各種被害の抑制を目的として、計画的な防除対策を継続して実施するものである。

2 防除の対象

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

3 防除を行う区域

埼玉県全域

4 防除を行う期間

平成19年3月9日から令和13年3月31日

（第1次計画期間：平成19年3月9日～平成21年3月31日）

（第2次計画期間：平成21年4月1日～平成23年3月31日）

（第3次計画期間：平成23年4月1日～令和4年3月31日）

（第4次計画期間：令和4年4月1日～令和13年3月31日）

5 現状

(1) 生息状況（分布状況）

令和2年度に捕獲のあった市町村は、蕨市を除く62市町村である。

アライグマは当初、比企郡市を中心に捕獲されていたが、捕獲地点は経年的に拡大し、現在では県のほぼ全域で捕獲されている（図1）。

また、これまでに防除を進めながら蓄積したデータから、分布情報（捕獲地点）とアライグマが好む水場から近い場所や林縁部等の周辺環境との関係性をモデル化することでアライグマ生息ポテンシャルマップを作成した（図2）。生息ポテンシャルマップは、アライグマの生息適地を色で地図上に表したもので、生息ポテンシャルが高いほど生息密度が高いと考えられる。濃淡はあるものの、広範囲で生息ポテンシャルが高い状況である。

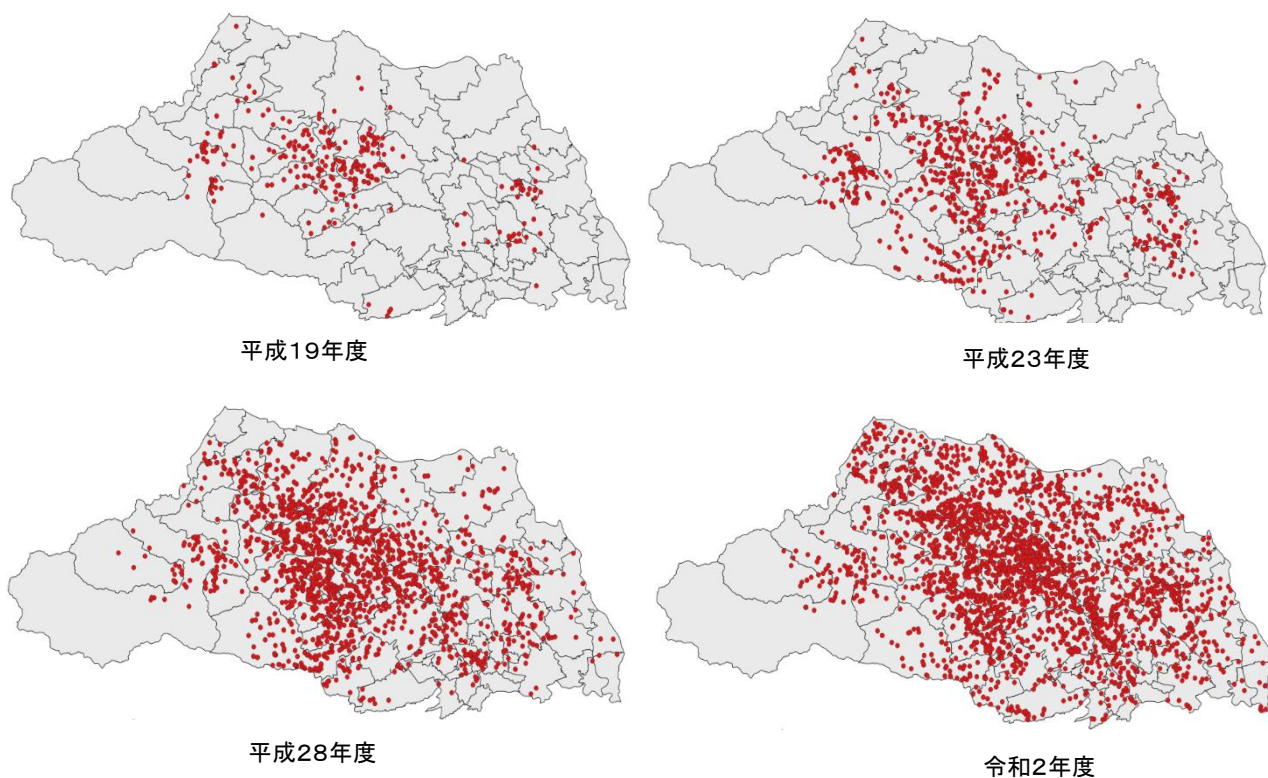


図1 アライグマの捕獲地点

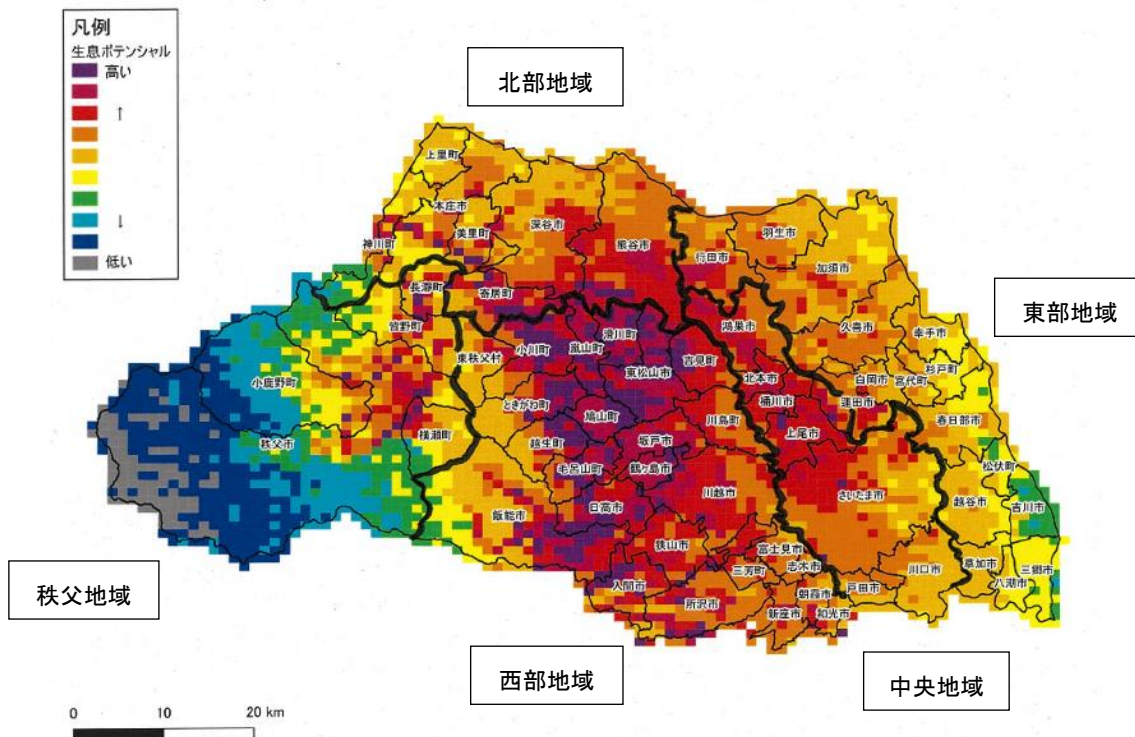


図2 1 kmメッシュごとの生息ポテンシャルマップ（令和2年度時点）

(2) 被害の現況

ア 生態系被害

アライグマにとっては、丘陵の水辺環境が重要な餌場となっているため、個体数の多い地域では、両生類や虫類の生息に影響を与え、特に「埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）」に掲載されているトウキョウサンショウウオ等への影響が指摘されている。

また、生態が似ているタヌキ等中型哺乳類の生息への影響も懸念される場所である。

イ 農作物被害

アライグマによる農作物被害は、個体数が急激に増加した平成18年度に発生範囲や件数が急速に拡大し、被害額は令和元年度には2千万円を超えた（表1）。

被害があった農作物は野菜が76%で、次いで果樹が18%であった（図3）。地域ごとの農業被害額は図4のとおり。

表1 県内農作物被害の経年変化

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被害面積 (h a)	5.65	6.39	7.47	7.76
被害金額 (万円)	1,352	1,635	2,136	2,603

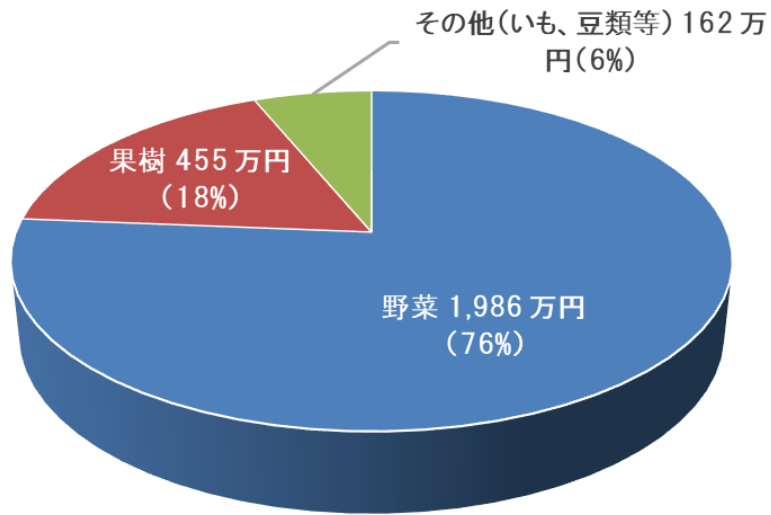


図3 農作物別被害額 (令和2年度)

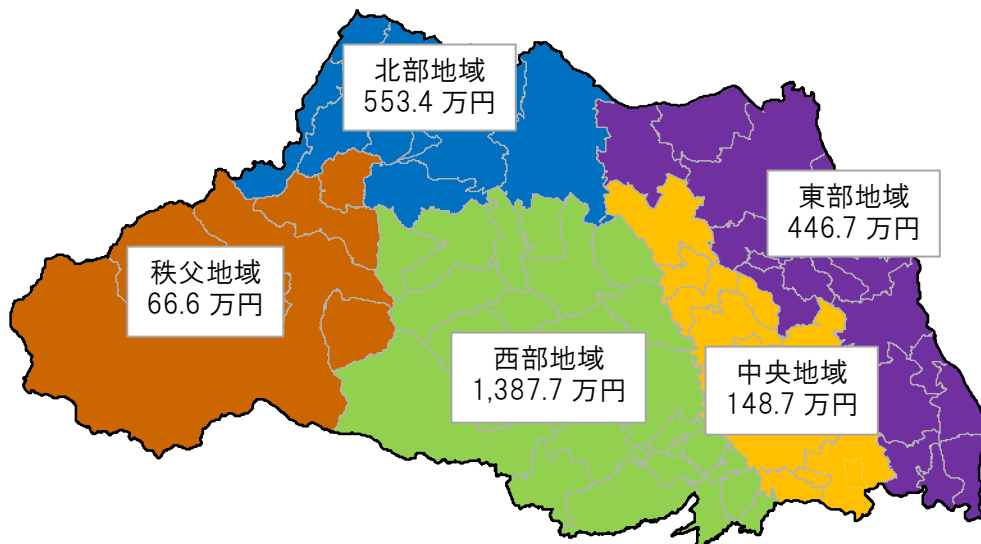


図4 地域ごとの農業被害額 (令和2年度)

ウ 生活環境被害

アライグマが家屋や神社仏閣の屋根裏などに侵入し、糞尿による汚損や騒音等の被害が広域で発生している。

また、アライグマは、狂犬病やアライグマ回虫による幼虫移行症等の人畜共通感染症に感染することが知られている。特にアライグマ回虫について、現在のところ日本では野外個体で報告された事例はないが、動物園等の飼育個体では報告されており、注意が必要である。

(3) 捕獲状況

平成14年度に初めて2頭が捕獲されて以降、捕獲数は増加の一途を辿り、令和2年度には8,000頭を超え、捕獲の実績がある市町村は、県内全域に及んでいる(図5)。地域ごとの捕獲数の推移は図6のとおり。

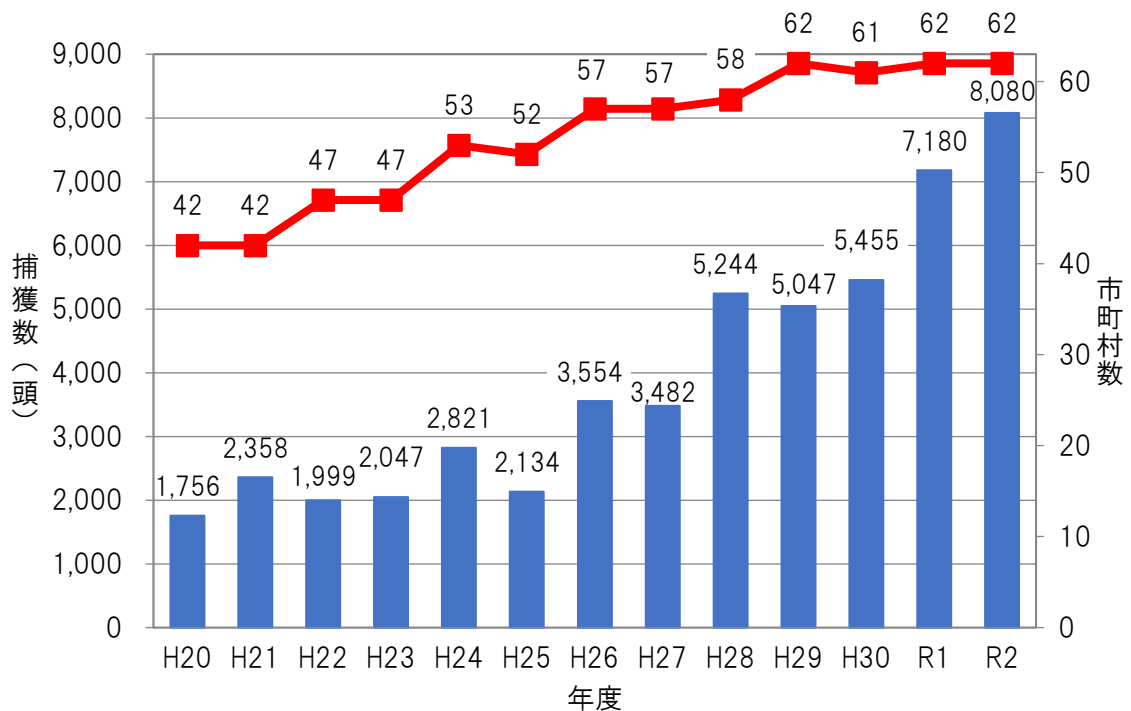


図5 県全体の捕獲数の推移(狩猟による捕獲を除く)

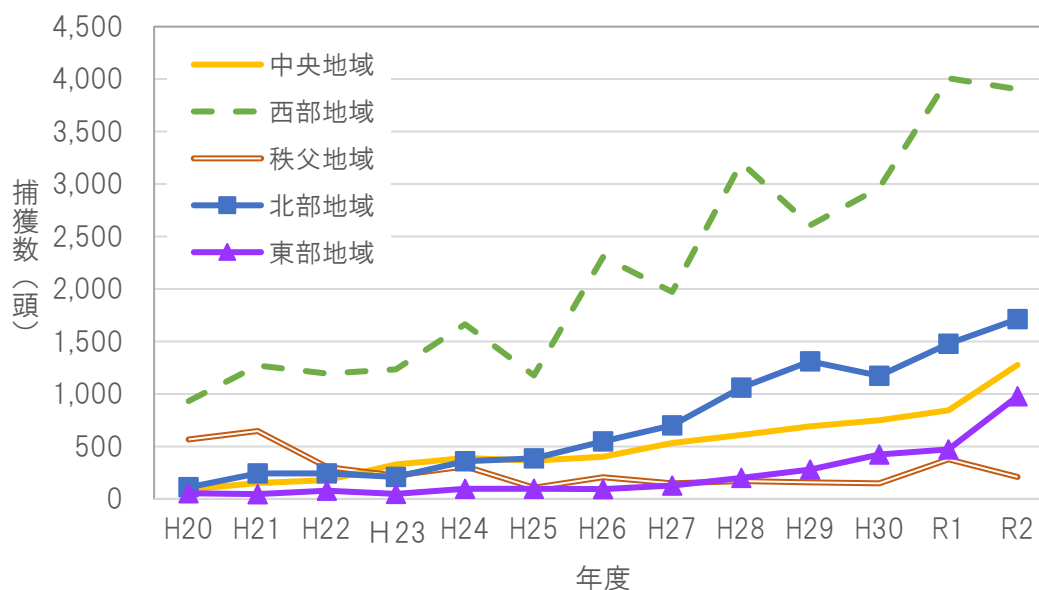


図6 地域ごとの捕獲数の推移 (狩猟による捕獲を除く)

6 これまでの取組と成果

第1次から第3次計画においては、農作物や生活環境及び生態系に係る被害の軽減と拡大防止を目標に、自治体ごとの役割を定めた実施体制を構築し、市町村は主に捕獲、県は計画策定、調査研究及び技術的支援等を行った。

捕獲数や被害状況により「重点対策地域」、「生息確認地域」、「生息未確認地域」の3つの地域区分を設定し、それぞれの状況に応じて対策を進めた結果、捕獲数は年々増加したが、県全域で農業被害や生活被害を十分に抑制するまでには至っていない。

しかし、市町村と県が連携し捕獲状況に関する情報の収集・分析を進めたことにより、生息ポテンシャル等生息状況の推定を行うことが可能になり、今後の防除方針の検討に資するなど一定の成果は得られた。

7 第4次計画の内容

(1) 目標

最終的な目標は、農作物、生活環境及び生態系に係る被害を根本的に解決するため、野外におけるアライグマを完全に排除することである。

しかしながら、アライグマの生息域は県全域に広がり、捕獲数の増加にも関わらず生息数は増加していると推測され、完全排除を短期間で達成することは困難であり、段階的な防除対策が必要である。

このため、本計画では、関係機関と連携しながら科学的知見を踏まえた効果的な防除を実施し、農業、生活環境及び生態系に係る被害を抑制することを当面の目標とする。

今後も引き続き、市町村が捕獲した個体のデータを、収集・分析しながら、アライグマの生息状況や自然環境への影響を解明する調査を行い、より精度の高い生息状況の把握に努める。

(2) 実施体制

防除は、県及び市町村が主体となり、外来生物法や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）等の関係法令を遵守するとともに、地域住民等の協力を得ながら実施する（別添1）。

ア 県

(7) 市町村が行う防除も含めた広域的な防除実施計画を策定するとともに、市町村が行う防除の技術的支援や実施体制の整備等の支援を行う。また概ね5年を目途に防除実施計画を見直し、必要に応じて変更を行う。

(4) 生息状況や捕獲情報を収集・分析し科学的データの集積に努め、市町村にフィードバックし、防除の一助とする。

イ 市町村

(7) 本計画に基づき、関係者の合意形成を図りながら、捕獲及び捕獲個体の処理等の防除を進める。

(4) 捕獲数や捕獲に関する情報を記録する。

(3) 防除の進め方

生息ポテンシャルから推定できる生息密度により県内を3つのゾーンに区分し、それぞれの状況に応じた防除対策を進め、生息密度低減と定着防止により、被害の軽減を図る。ゾーン区分と対策は以下のとおりとする（別添4、別添5）。

ア 最重点対策ゾーン

(7) 対象地域

生息ポテンシャルマップ（図2）において生息密度が非常に高いと推測される地域及びその周辺地域。

a 西部地域

b 北部地域の南部

(4) 対策

被害発生日点はもとより、被害が報告されていない区域においても徹底した防除を行い、生息密度の低減を図る。

イ 重点対策ゾーン

(7) 対象地域

生息ポテンシャルマップ（図2）において生息密度が高いと推測される地域。

- a 中央地域
- b 秩父地域の中央部及び東部
- c ア以外の北部地域
- d 東部地域の北部及び西部

(イ) 対策

被害発生地点における防除を徹底するとともに、その周辺で新たな被害の発生が懸念される区域においても積極的に防除を行い、生息密度の低減を図る。

ウ 定着警戒ゾーン

(7) 対象地域

ア、イ以外の地域

(イ) 対策

被害や目撃情報のある地域では現在アライグマが地域に定着しつつあると思われる。アライグマの防除は、定着前やまだ生息数が少ない定着初期段階での徹底的な対策が最も効率的で効果的であるため、被害発生地点及びその周辺において被害が発生していない地域でも防除を実施し、定着の阻止を図る。

(4) 計画的な捕獲

アライグマの捕獲及び捕獲個体の処理等（以下「捕獲等」という）は、市町村が主体となり実施する。

県は、市町村の取組に対し技術的支援等を行うとともに、市町村からの捕獲情報等を収集分析し、計画的捕獲の推進を図るものとする。

ア アライグマ捕獲等従事者

本計画に基づいた捕獲等を行う者は、実施する市町村に登録を行う。

市町村は、捕獲を行うエリアごとに捕獲等に従事する者（以下「従事者」という）に従事者証（様式1）を発行し、従事者数、従事者とその担当区域等をまとめ、従事者台帳として管理する（様式2）。なお、従事者証の有効期間は発行日から3年間とする。

イ 捕獲方法

鳥獣保護管理法に従い、同法で定められた禁止または制限された猟法は用いない。

原則として、わな猟免許所持者が小型の箱わなを使用し実施する。

現場の状況等によりやむを得ず小型の箱わな以外の方法を用いる場合は適切で効率的かつ安全性が確保できる方法を用いる。

ただし、小型の箱わなを使用する場合、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、わな猟免許非所持者であっても従事者とすることができる。

ウ 従事者の養成

県は研修会の開催等により、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有した従事者の養成を行う。

市町村も同様に従事者の養成に努める。

当該研修会の受講等により、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有した者については、イのただし書きに規定するわな猟免許非所持者の従事者とすることができることとする。

エ 留意事項

捕獲等は、次の事項に充分留意の上、実施するものとする。

(7) 事故の発生防止

- a 捕獲等の際には、事前に関係する地域住民等へ周知し、捕獲実施方法等について理解を得るよう努める。
- b アライグマは人畜共通感染症を媒介するおそれがあるため、別添2「人と動物の共通感染症の予防のための留意事項」に充分留意する。

(イ) 錯誤捕獲の防止

- a わなを設置して捕獲する場合は、設置場所を一日一回は巡視することとし、錯誤捕獲があった場合は速やかに放獣するものとする。
ただし、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を受けている鳥獣にあつては適切に処置するものとする。
- b わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行う。

(ウ) 従事者証の携帯及び標識の装着

- a 捕獲の際には、従事者証を携帯する。
- b 捕獲に使用する猟具には、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除のためのアライグマ捕獲である旨、防除主体（県又は市町村）又は従事者の住所、氏名、電話番号、猟具の設置期間等を記載した標識の装着等を行う。

(イ) 鳥獣保護管理法に関する事項

- ※ 原則、小型の箱わなを使用することとしているため適用されない項目もある。
- a 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。
- b 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。
- c 鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。

- d 鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこと。
- e 鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。
- f 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為を行わないこと。

(オ) 捕獲個体の取扱い

- a 捕獲個体の処分については、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、麻酔薬の投与や炭酸ガスなどによる苦痛を与えない方法の採用に努め、焼却により適切に処理する。
- b 捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合、捕獲等の実施主体となった県又は市町村は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができることとする。
- c 県又は市町村が、「その他公益上の必要があると認められる目的」で譲り渡す場合は、次の要件を満たす団体に譲り渡すものとする。

【団体の要件】

- ① 外来生物法の規定に基づく引取飼養等に係る許可を受けていること
- ② 捕獲個体を一定数収容できる施設を有していること
- ③ 捕獲個体を県又は市町村から速やかに引き取りできること
- ④ 引取後30日以内に、不妊手術、マイクロチップの装着、感染症の予防の措置を実施すること
- ⑤ 譲り渡し先(引取飼養者)への引渡し状況を記録し保管するとともに継続的に必要な情報収集・情報提供を行うこと

(5) 捕獲以外の対策

アライグマの防除は捕獲とあわせて生息環境管理及び被害予防対策を行うことが重要である。農業者や地域住民は下記の対策を行うよう努めるとともに、県や市町村は捕獲以外の対策の重要性等について普及啓発に努める。

ア 生息環境管理

(7) 餌になり得る要因の除去

- a 農地や家庭菜園、庭木に収穫する予定がない野菜や果実を放置しない。
- b 人家周辺においては屋外に生ごみやペットの餌等を放置しない。

(イ) 隠れ場所になり得る要因の除去

雑草等は除去し、耕作地や人家の周囲での隠れ場所を減らす。

イ 被害予防対策

(7) 農作物被害予防

足跡等のフィールドサインや目撃情報を早期に把握し、防護柵等を設置する。

(イ) 生活環境被害予防

- a 侵入を防ぐために人家等で侵入口になる隙間や換気口等は金網等で塞ぐ。
- b 屋根へ登るために利用されないよう枝を伐採するなど適切に庭木を管理する。

(6) 緊急的な捕獲

県及び市町村は、人の身体に危害を及ぼすおそれがある場合、その他の緊急に防除を実施する必要がある場合は、そのおそれを取り除くため緊急的な捕獲を実施する。実施にあたっては、「(4) 計画的な捕獲」に準じて行う。

また、アライグマが、傷病鳥獣として保護又は錯誤捕獲等により捕獲された場合は、野外に放さないようにすることが重要なので、「(4) 計画的な捕獲 エ 留意事項 (ウ) 捕獲個体の取扱い」に準じて取り扱うこととする。

(7) モニタリング調査研究

県及び市町村は連携して、捕獲数や捕獲に関する情報を集積する。また、県は、防除手法の検討、生息実態把握、被害実態把握などの調査研究を行い、市町村に結果をフィードバックすることで、より効果的な防除を推進する。

ア 捕獲数

市町村は、毎月の捕獲数について、翌月の10日まで（土日休日の場合は休み明けの日まで）に県環境管理事務所に報告し、県環境管理事務所は、取りまとめて月末までに県みどり自然課に報告する。

イ 捕獲に関する情報

市町村は小型箱わな等設置状況（設置地点等）及び捕獲個体データ（捕獲日等）を記録し、県は情報を集積する。

(8) 合意形成

県及び市町村は防除対策の円滑な推進にあたり、捕獲等を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との合意形成に努めるものとする。

ア 防除を行う地域の土地所有者や住民等に対し、必要に応じて防除実施に係る説明を行う。

イ 防除を行う地域の河川、水路、土地改良施設等の管理者に対し、必要に応じて防除実施に係る説明を行う。

(9) 人と動物の共通感染症対策

アライグマ回虫による幼虫移行症等、人と動物の共通感染症の危険性も懸念されていることから、捕獲に従事する際は、別添2「人と動物の共通感染症の予防のための留意事項」に充分留意し業務を行うものとする。

また、県は、捕獲個体からのサンプル採取等により、感染の有無等の監視に取り組むとともに、アライグマ回虫検査において陽性判定が出た場合には、別添3「アライグマ回虫陽性判定時の対応について」により、速やかに適切な対応を図るものとする。

(10) 普及啓発

県及び市町村は、講習会の開催やパンフレットの活用等により、地域住民、農業者等に対しアライグマの生態等の基礎的知識、被害予防策等の普及啓発に努めるものとする。

また、県は、防除実施計画の実施状況等をホームページ等により公表し、防除事業の周知に努めるものとする。

(11) 計画の見直し及び変更

県は、適宜、埼玉県特定外来生物対策連絡会議アライグマ対策検討部会等において、「(7) モニタリング調査研究」で得られた生息状況等の科学的知見及び計画推進状況等を検証するとともに、概ね5年を目途に計画を見直し、必要に応じて変更を行う。

役割分担

	捕獲等	捕獲以外の 対策	モニタリング 調査研究	その他
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う捕獲等の技術的支援、実施体制の整備等の支援 従事者の養成 緊急的な捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲数、捕獲に関する情報の集積 防除手法の検討、生息実態把握、被害実態把握 市町村へフィードバック 	<ul style="list-style-type: none"> 合意形成 アライグマ回虫の検査、疑い事例発生時の関係機関との連携体制の確保 普及啓発 防除実施計画の策定、見直し、変更
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲等の実施 従事者の養成 従事者証の交付、台帳の管理 緊急的な捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲数、捕獲に関する情報の記録 	<ul style="list-style-type: none"> 合意形成 アライグマ回虫検出時の注意喚起、車両、器材等の隔離保全 普及啓発
従事者	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲等の実施 			
地域住民		<ul style="list-style-type: none"> 生息環境の管理、被害予防対策の実施 		

人と動物の共通感染症の予防のための留意事項

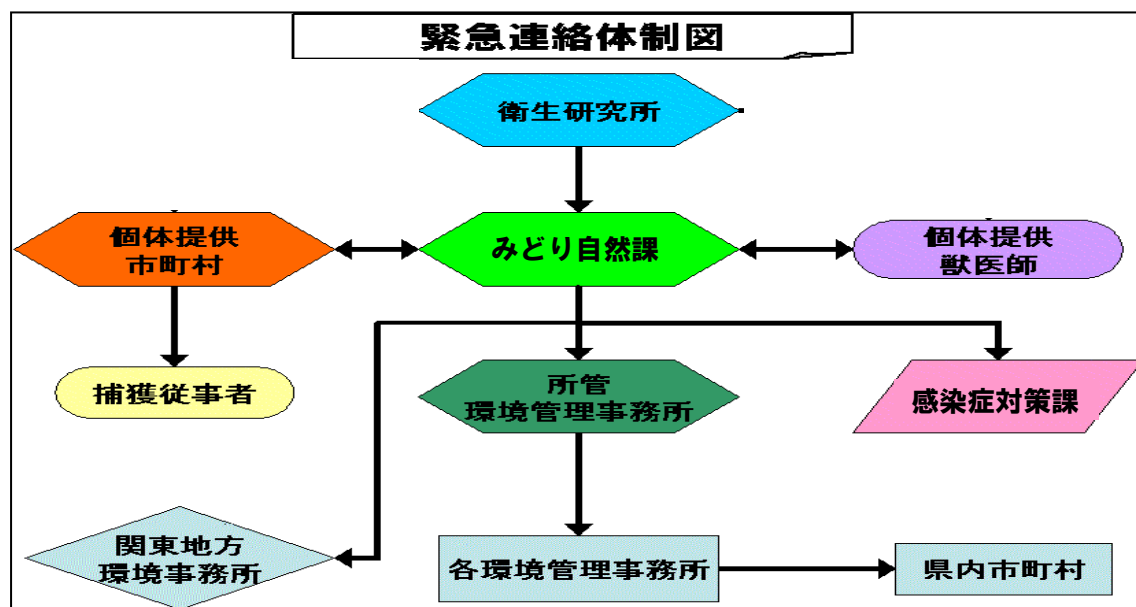
- 1 革手袋、厚地の長袖の作業服、マスク、ゴーグル等を着用すること。
いずれもアライグマ専用のもので取り扱うこと。
- 2 捕獲個体を取り扱う際は、咬まれたり、爪で引っ搔かれたりしないよう十分に注意すること。
- 3 取扱い後は、手洗いによる殺菌、消毒を必ず行うこと。
(流水による石けんでの手洗い後、エタノールなどのアルコール消毒も有効<霧吹きを用いても可>)
- 4 咬まれたり、引っ搔かれたりした場合には、速やかに傷口を水で洗浄し、医療機関を受診するなど適切な措置をとること。
- 5 使用わな等自体も汚染されている可能性があるため、触れる際には革手袋を着用し、触れた後は手洗いによる殺菌、消毒を必ず行うこと。
- 6 使用わな等は使用後に消毒等を行うこと。
(回虫に対しては熱湯やバーナーによる高熱処理。ウィルス等に対しては次亜塩素酸ソーダなどによる殺菌も有効)
- 7 捕獲個体を移送する際は、軽トラックを使用する等、捕獲個体と人が完全に分離された環境を確保すること。
- 8 移送車に捕獲個体を積載する際は、密閉式の大型プラスチック容器に使用わなごと収容するか、焼却処分が可能なビニールや段ボール等を用いたトレイを敷くなどして、糞尿による汚染を防ぐこと。

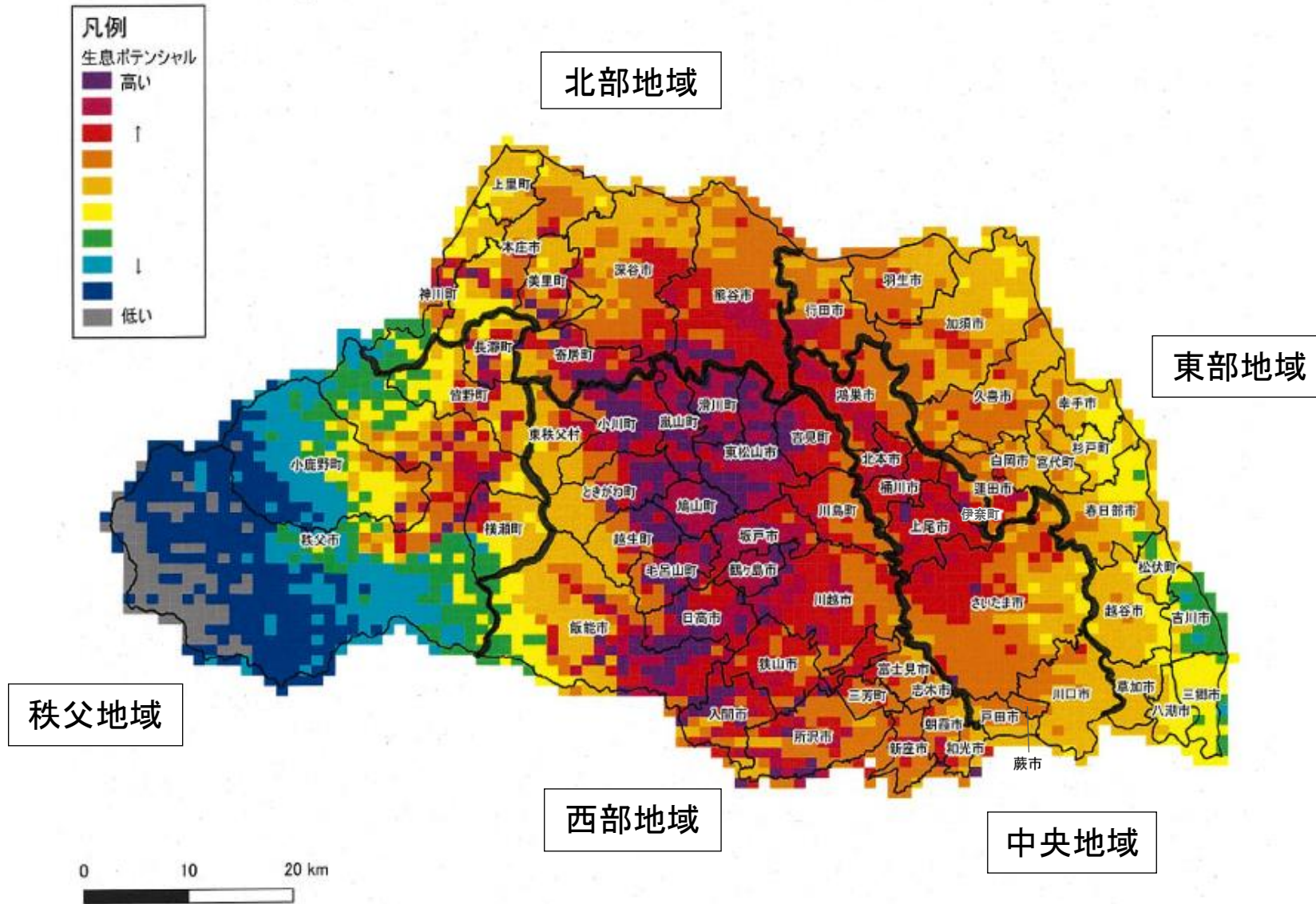
アライグマ回虫陽性判定時の対応について

- 1 衛生研究所は、アライグマ回虫陽性と疑われる事例（回虫卵の検出等）が確認された場合には、みどり自然課に通報する。
- 2 みどり自然課は、速やかに個体提供市町村、個体提供獣医師に情報提供する。
- 3 個体提供市町村は、当該個体の捕獲に従事した全ての者に通報するほか、車両、器材等の隔離・保全を図る。
- 4 みどり自然課は、速やかに感染症対策課、所管環境管理事務所に連絡し、協議体制を確保する。
- 5 みどり自然課は、環境省関東地方環境事務所をはじめ、関係機関に対する情報提供を行う。
- 6 みどり自然課は、衛生研究所、個体提供市町村、所管環境管理事務所及び感染症対策課等関係機関との協議により、広報も含めた今後の対応を決定する。

《協議事項として想定するもの》

- ① 従事者等の検診、治療について <医療機関、感染症対策課など>
- ② 捕獲に使用したわな、車輛等（隔離保全済み）の処分方法 <市町村など>
- ③ 捕獲場所付近における疫学調査（地域定着性等） <研究機関など>
- ④ 近隣住民への周知内容、方法等 <市町村、感染症対策課など>
- ⑤ 広報の内容、方法等 <県関係機関、市町村など>





1 kmメッシュごとの生息ポテンシャルマップ（令和2年度時点）

防除対策のゾーン区分

別添 5

ゾーン区分	対象地域	対象市町村
ア 最重点対策ゾーン	a 西部地域	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
	b 北部地域の南部	寄居町、熊谷市一部、深谷市一部
イ 重点対策ゾーン	a 中央地域	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
	b 秩父地域の中央部及び東部	横瀬町、皆野町、長瀨町、秩父市一部、小鹿野町一部
	c ア以外の北部地域	本庄市、美里町、神川町、上里町、熊谷市一部、深谷市一部
	d 東部地域の北部及び西部	行田市、蓮田市、加須市一部、羽生市一部、久喜市一部
ウ 定着警戒ゾーン	ア、イ以外の地域	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町、 秩父市一部、加須市一部、羽生市一部、久喜市一部、小鹿野町一部

※ 市町村によっては複数のゾーン区分に該当する場合がある。その場合は市町村の判断により各区域の状況に応じた防除を実施する。

(様式1)

<p>第〇〇号</p> <p>埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく 従事者証</p> <p>〇〇市町村長 印</p>		<p>注 意 事 項</p> <p>1 従事者証は、アライグマの捕獲等に際して必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。</p> <p>2 従事者証は、捕獲等をする期間終了後30日以内に、〇〇市町村長に返納し、かつ、捕獲等について「捕獲記録」により報告しなければならない。</p>																															
<table border="1"><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏名（団体名）</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>目 的</td><td></td></tr><tr><td>捕獲等をする区域</td><td></td></tr><tr><td>捕獲等をする期間</td><td></td></tr><tr><td>捕 獲 の 方 法</td><td></td></tr><tr><td>捕 獲 後 の 処 置</td><td></td></tr><tr><td>備 考</td><td></td></tr></table>	住 所		氏名（団体名）		生 年 月 日		目 的		捕獲等をする区域		捕獲等をする期間		捕 獲 の 方 法		捕 獲 後 の 処 置		備 考			<table border="1"><thead><tr><th colspan="4">捕獲等実績報告</th></tr><tr><th>捕獲等の場所</th><th></th><th>数量</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" style="height: 200px;"></td></tr></tbody></table>		捕獲等実績報告				捕獲等の場所		数量					
住 所																																	
氏名（団体名）																																	
生 年 月 日																																	
目 的																																	
捕獲等をする区域																																	
捕獲等をする期間																																	
捕 獲 の 方 法																																	
捕 獲 後 の 処 置																																	
備 考																																	
捕獲等実績報告																																	
捕獲等の場所		数量																															

(様式2-1)

様式2-1又は様式2-2どちら使用しても構わない。
また、軽微な変更は妨げない。

埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等従事者台帳

市町村名：

No.	捕獲を行う場所	従事者数	従事者名簿				狩猟免許及び狩猟者登録			備考 (従事者証有効期限等)
			氏名	住所	区分	生年月日	番号	交付年月日	交付機関名	

- ・ 「狩猟免許及び狩猟者登録」欄は、上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号等を記入してください。
- ・ 所定の研修を受けた場合は、「狩猟免許及び狩猟者登録」欄の「交付年月日」欄の上段に研修を受けた日付を、「交付機関名」欄に研修開催機関を記入してください。
- ・ 「区分」欄には、行政職員、住民、農業者、関係団体、その他等と記入してください。

様式2-1、様式2-2どちら使用しても構わない。
また、軽微な変更は妨げない。

(様式2-2)

埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等従事者台帳

市町村名： _____

No.	捕獲を行う場所	従事者名簿			従事者研修		従事者証			備考
		氏名	住所	生年月日	受講年月日	受講機関名	番号	交付年月日	有効期限年月日	

• わな猟免許所持者は「備考」欄には狩猟免許番号、狩猟者登録番号等を記入してください。

(参考様式1)

令和 年 月 日

埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく
捕獲等従事者台帳登録及び従事者証交付申請書（新規・更新）

市町村長 あて

申請者住 所
ふりがな
氏 名
生年月日
電話番号

埼玉県アライグマ防除実施計画に基づきアライグマの防除を行うため、捕獲等従事者台帳への登録及び従事者証の交付を申請します。

捕獲を行う場所		
わな猟免許番号等	第	号
	交付年月日	年 月 日
	交付機関名	
	有効期間	から 年 月 日 年 月 日
捕獲等従事者養成研修会	受講日	年 月 日
	受講機関名	

※ 添付書類

- わな猟免許又は捕獲等従事者養成研修修了証書の写し
- 運転免許証等本人確認ができる書類の写し

(参考様式2)

猟具標識

目 的	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく アライグマの捕獲
氏 名	
住 所	
電話番号	
設置期間	年 月 日 ～ 年 月 日
主務大臣の 防除についての確認	年 月 日付け 関振第 号 環関地野許第 号